

## 産技研の役員・職員の守秘義務について

### ～産技研の役員・職員は、守秘義務を負っています～

- ◆地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（産技研）の職員は、地方独立行政法人法第56条第2項において準用する同法第50条の規定により、「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」という守秘義務を負っており、違反した場合は、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」に処せられます。
- ◆産技研の就業規則においても、職員の守秘義務を定めており、違反した場合は、内容に応じ、懲戒処分（戒告、減給、停職又は懲戒解雇）の対象となります。

#### ◇地方独立行政法人法 抜粋

##### 第50条

特定地方独立行政法人の役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### 第56条第2項

第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

##### 第128条

第50条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### ◇地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所職員就業規則 抜粋

第33条 職員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) 【省略】

(4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと